

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術に係る院内掲示

当院の医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術件数は以下のとおりです。

[対象期間：令和5年1月～令和5年12月]

手術区分	手術区分名称	手術件数
区分1	ア. 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ. 黄班下手術等	0
	ウ. 鼓室形成手術等	0
	エ. 肺悪性腫瘍手術等	0
	オ. 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
区分2	ア. 靭帯断裂形成手術等	3
	イ. 水頭症手術等	0
	ウ. 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ. 尿道形成手術等	0
	オ. 角膜移植術	0
	カ. 肝切除術等	0
	キ. 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア. 上顎骨形成術等	0
	イ. 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ. バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ. 母指化手術等	0
	オ. 内反足手術等	0
	カ. 食道切除再建術等	0
	キ. 同種死体腎移植術等	0
区分4	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（通則4に掲げる手術を除く）	47
その他	ア. 人工関節置換術	22
	イ. 乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ. ペースメーカー移植及びペースメーカー交換術	0
	エ. 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0
	オ. 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び	0
	オ. 経皮的冠動脈ステント留置術	0